

有害使用済機器保管等に関する 届出の手引き

八戸市市民環境部環境保全課
(令和5年9月改定)

目 次

はじめに	1
有害使用済機器の定義	2
適用除外となる機器	3
有害使用済機器の保管等の届出不要者	5
有害使用済機器の保管等に関する届出をされる方へ	8
有害使用済機器の保管等届出 提出書類一覧チェック表	9
保管又は処分に関する届出	10
保管又は処分に関する届出添付書類	11
変更の届出	14
変更の届出添付書類	14
廃止の届出	18

はじめに

日本各地で、本来の用途での使用を終了し収集された電気電子機器が雑多なものや混ぜられ、金属スクラップとして十分な環境保全措置が講じられないまま保管又は処分されることによって火災の発生や汚水の湿潤等、生活環境保全上の支障が生じています。収集された電気電子機器等は、一部原料として有価な物を含むことにより、廃棄物該当性の判断が複雑であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）による規制で対応することが非常に困難でした。

これら問題を受け、平成 29 年 6 月に成立・公布された改正法では、廃棄物ではない収集された電気電子機器の一部について、新たに「有害使用済機器」と定め、その保管又は処分を行う事業者には都道府県知事等への届出、処理基準の遵守義務等が定められました。

八戸市内で有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者は、当該事業を開始する 10 日前までに八戸市長へ届出なければなりません。

本手引きは、有害使用済機器保管等届出制度に関する届出等についてまとめたものですので、対象となる事業者におかれましては、法改正の趣旨を御理解いただき、本手引きを参考に適切な届出提出をお願いいたします。

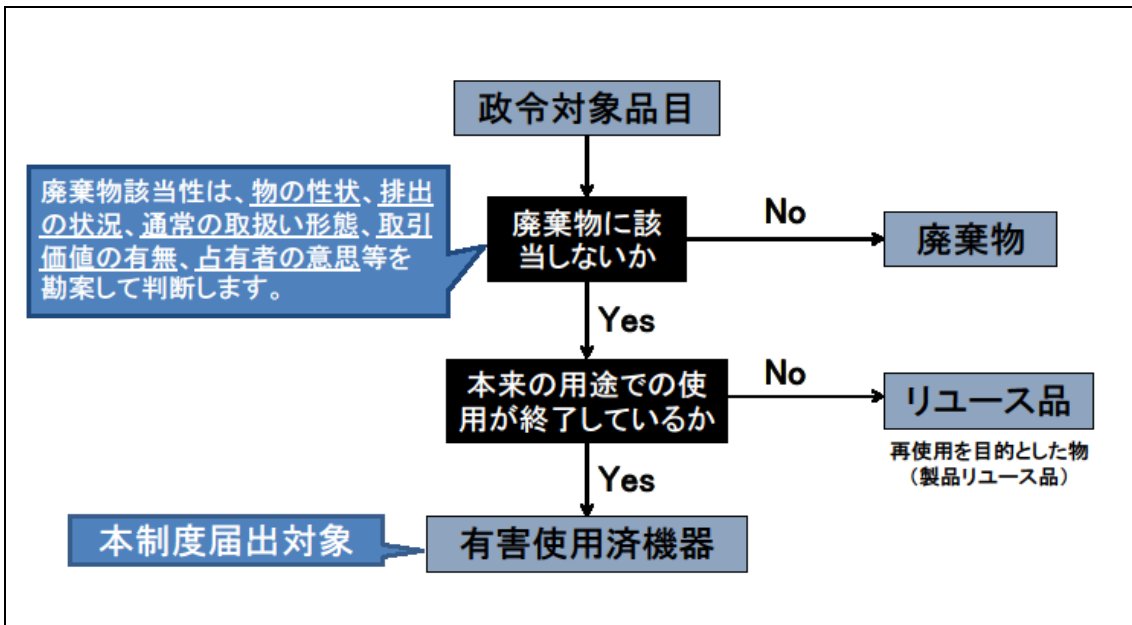
有害使用済機器の定義

有害使用済機器は、使用を終了し、収集された機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有する物に限り、**廃棄物であるものを除く。**）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適切でない保管又は処分がなされた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（下表参照）。

表1 政令（廃棄物の処理と清掃に関する法律施行令第16条の2）で定める機器

号	機器名称	号	機器名称
1	ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）	16	ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
2	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	17	電気マッサージ器
3	電気洗濯機及び衣類乾燥機	18	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
4	テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの イ プラズマ式のもの及び液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）	19	電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
		20	蛍光灯器具その他の電気照明器具
	ロ ブラウン管式のもの	21	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
5	電動ミシン	22	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具
6	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	23	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（第四号に掲げるものを除く。）
7	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	24	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用電気機械器具
8	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	25	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
9	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	26	パーソナルコンピュータ
10	フィルムカメラ	27	プリンターその他の印刷用電気機械器具
11	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶用電気機械器具	28	ディスプレイその他の表示用電気機械器具
12	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（第二号に掲げるものを除く。）	29	電子書籍端末
13	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（第一号に掲げるものを除く。）	30	電子時計及び電気時計
14	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（第三号に掲げるものを除く。）	31	電子楽器及び電気楽器
15	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	32	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

換言すれば、有害使用済機器は、表1に記載の機器（以下「政令対象品目」といいます）のうち、廃棄物ではなく、かつ、再利用を目的とした物（リユース品）ではないものが該当することになりますが、その判断フローは以下のとおりです。



政令対象品目が有害使用済機器ではなく、廃棄物と判断された場合には、法、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」といいます。）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」といいます。）などの廃棄物関連法を遵守し、適正に処理する必要があります。

参考 HP

（家電リサイクル法関連 HP <http://www.env.go.jp/recycle/kaden/>）

（使用済小型電子電気機器等の回収に係るガイドライン

http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/attach/gl_collect140228.pdf）

適用除外となる機器

上記判断フロー図に従い、有害使用済機器と判断されたものであっても、以下のいずれかに該当する場合には有害使用済機器に該当しない可能性があります。

○業務用機器

明らかに業務用機器であると判断できる場合は、有害使用済機器には該当しません（家庭用機器と判別が不能なものについては、有害使用済機器に該当します。）。

○破損した機器、部品、付属品等

有害使用済機器はその取扱いの過程で変形し、破損されることが想定されます。外形上もとの機器が判別できない場合には、有害使用済機器には該当しません。また、有害使用済機器を解体し取り出した部品や、原材料となるまで処理されたものは、有害使用済機器に該当しません。

付属品が単独の品目のみに選別され、原材料として取り扱われる場合は、有害使用済機器に該当しません（テレビのリモコンやACアダプタ等の付属品自体は有害使用済機器に該当します。）。

○有害使用済機器が金属スクラップ等と混合している場合

政令対象品目の機器と金属スクラップ等その他のものが混合し、この混合物が総体として廃棄物と判断される場合には、有害使用済機器には該当しません（廃棄物として適正に処理する必要があります。）。一方、混合物が総体として廃棄物と判断されない場合には、混合している政令対象品目の機器についてフロー図（P3）に従い廃棄物該当性を判断し、廃棄物と判断できない場合は、有害使用済機器の該当性を判断することとなります。

以上の判断経過を経て、混合物内の政令対象品目が有害使用済機器に該当する場合は、この混合物の保管又は処分を行う事業者は有害使用済機器保管等届出が必要となります。

なお、有害使用済機器はその他のもの（有害使用済機器の対象ではないもの）と分別保管する必要があるため、この混合物から有害使用済機器を分別し、保管する必要があります。また、運搬時においても、有害使用済機器保管等業者の事業場における分別が容易な状態で積載することが望まれます。

○届出除外となる機器の例

業務用機器



エアコン



冷蔵庫



洗濯機

破損した機器類（廃棄物と判断される場合に限る。）



トナー



パソコン



掃除機

出所）環境省撮影

有害使用済機器の保管等の届出不要者

次に掲げる者は、有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合であっても、届出は不要となります。

- 廃棄物の処理と清掃に関する法律施行規則（以下「規則」といいます。）第13条の2第1号各号に掲げる許可、認定、委託又は指定を受け、かつ当該許可に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行う者（有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る許可等とは、**金属くず又は廃プラスチック類を含む廃棄物の処理に係る許可**となります。）。

なお、届出の除外は、当該許可を受けている期間内における保管等についてのみ適用されること。

※届出の除外に係る許可等は表2参照

- 国、都道府県及び市町村
- 有害使用済機器の保管の用に供する**事業場（2以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が100㎡を超えないものを設置する者**
- 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して**有害使用済機器の保管のみを一時的に行う者**
※届出不要者からの届出は受理しません。

表2 届出の除外に係る許可等

対象項目	対象事業者	不要となる届出
法第7条第1項の許可	一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	保管
法第7条第6項の許可	一般廃棄物処分業者	保管及び処分（再生）
法第9条の8第1項の認定	一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	保管
	一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	保管及び処分（再生）
法第9条の9第1項の認定	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であつて積替施設を有する者に限る。）を含む。）	保管
	一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第9条の9第2項第2号に規定する者であつて当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）	保管及び処分（再生）
法第14条第1項の許可	産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）	保管
法14条第6項の許可	産業廃棄物処分業者	保管及び処分（再生）
法15条の4の2第1項の認定	産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）	保管
	産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）	保管及び処分（再生）

法15条の4の3第1項の認定	産業廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。))を含む。)	保管
	産業廃棄物広域的処理認定業者(その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者(法第15条の4の3第2項第2号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。))を含む。)	保管及び処分(再生)
規則第2条第1号の委託	市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。))を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。)	保管
規則第2条第2号の指定	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	保管
規則第2条第4号の指定	広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	保管
規則第2条の3第1号の委託	市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。))を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者	保管及び処分(再生)
規則第2条の3第2号の指定	再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの	保管及び処分(再生)
規則第2条の3第4号の指定	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	保管及び処分(再生)
規則第9条第2号の指定	再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	保管
規則第9条第4号	広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)	保管
規則第10条の3第2号の指定	再生利用されることが確実であると都道府県	保管及び処分(再生)

	知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの	
規則第10条の3第4号の指定	広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者	保管及び処分（再生）
家電リサイクル法第23条第1項の認定	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	保管及び処分（再生）
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	保管
	家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	保管及び処分（再生）
家電リサイクル法第32条第1項の指定	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	保管及び処分（再生）
家電リサイクル法第32条第1項の指定を受けている者からの委託（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	保管
	家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	保管及び処分（再生）
小型家電リサイクル法第10条第3項の認定	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	保管
	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分のみを行う場合に限る。）	保管及び処分（再生）
小型家電リサイクル法第10条第3項の認定を受けている者からの委託（当該認定に係る同法第11条第4項第1号の認定計画に従って行われる場合に限る。）	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	保管
	小型家電リサイクル法第10条第3項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分のみを行う場合に限る。）	保管及び処分（再生）

有害使用済機器に関する届出をされる方へ

○有害使用済機器の保管又は処分に関する届出

八戸市内で有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合には、**当該事業を行う 10 日前まで**に八戸市長へ届出書を提出してください。

なお、記入方法及び必要な添付書類は「有害使用済機器の保管又は処分に関する届出」(P10) 及び「有害使用済機器の保管又は処分に関する届出添付書類」(P11) を御覧ください。

○変更の届出

保管又は処分に関する届出を行った者で、届け出た内容の全部又は一部を変更しようとするときは、**当該変更の日の 10 日前まで**に、八戸市長へ変更届出書を提出してください。

なお、記入方法及び必要な添付書類は「変更の届出」(P14) 及び「変更の届出添付書類」(P14) を御覧ください。

○廃止の届出

保管又は処分に関する届出を行った者で、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、**当該廃止の日から 10 日以内**に八戸市長へ廃止届出書を提出してください。

なお、記入方法は「廃止の届出」(P18) を御覧ください。

○届出方法等

- (1) 届出をする前に、事前に電話等で届出の予約をお願いいたします。
- (2) 郵送による届出は受付しておりませんので、届け出る方が届出書を御持参ください。
- (3) 届出書の様式は八戸市ホームページからダウンロードしてください。
(暮らし・手続き→ごみ・環境・ペット→公害・廃棄物→一般・産業廃棄物)
- (4) 届出書の記載及び添付書類に不備がないことを確認し、届出書を受理します。

○届出書の提出部数

正本 1 部を A 4 ファイルに綴り提出してください。

なお、これとは別に届出者保管用として控え 1 部を作成してください。

○提出先

八戸市市民環境部環境保全課廃棄物対策グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1 番 1 号 市庁別館 6 階
TEL 0178-51-6195 FAX 0178-47-0722

○罰則について

有害使用済機器の保管又は処分の届出について、届出義務違反又は虚偽届出の場合には 30 万円以下の罰金刑に課せられるおそれがあることに留意してください。

○立入検査について

有害使用済機器の適正な取扱いを確保するために、八戸市では、有害使用済機器保管等業者に対し必要な報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等を行う場合があります。また、有害使用済機器又はその疑いのある物についての立入検査は、事前の通告なく行われる場合もあります。

有害使用済機器保管等届出 提出書類一覧チェック表

保管等届出

届出書	保管又は処分に関する届出書（様式第 35 号の 2）	
添付書類	1 事業計画の概要を記載した書類（参考様式 1）	
	2 事業場の平面図及び付近の見取り図	
	3 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（参考様式 2 等）	
	4 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には、当該場所の及び施設を使用する権原を有することを証する書類）	
	5 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（参考様式 3）	
	6 届出者等に関する書類	
	7 保管、処分の基準に係る書類（参考様式 4）	
	8 提出書類の特例に係る書類	

変更の届出

届出書	変更届出書（様式第 35 号の 3）	
添付書類	1 事業計画の概要を記載した書類（参考様式 1）	
	2 事業場の平面図及び付近の見取り図	
	3 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図（参考様式 2 等）	
	4 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類（所有権を有しない場合には、当該場所の及び施設を使用する権原を有することを証する書類）	
	5 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（参考様式 3）	
	6 届出者等に関する書類	
	7 保管、処分の基準に係る書類（参考様式 4）	
	8 提出書類の特例に係る書類	

※添付書類は変更する項目に応じて用意すること。

廃止の届出

届出書	廃止届出書（様式第 35 号の 4）	
-----	--------------------	--

※一部事業の廃止を届出する場合は、一部廃止後の事業場の平面図等、必要に応じて添付資料を提出していただく場合があります。

有害使用済機器の届出作成について

記入に当たっての注意事項

- ・住所、本籍、所在地は、都道府県名から記載し、丁目・番地等はハイフン（－）等に省略しないこと。
- ・写真は3ヶ月以内に撮影したものとし、撮影日を記入すること。

保管又は処分に関する届出（様式第35号の2）

- 1 年 月 日
届出年月日を記入すること。
- 2 氏名又は名称及び住所（法人の場合代表者氏名）
 - (1) 法人の場合は、登記されている本店（本社）について記入すること。
 - (2) 個人の場合は、住民票に記載されている住所及び氏名について記入すること。
- 3 事業の範囲
「処理の区分」のうち、「保管のみ」、「保管及び処分（再生を含む）」のいずれかに該当するものに○をつけ、取り扱う有害使用済機器の品目を同欄の余白部分に記入すること。
- 4 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
 - (1) 有害使用済機器に係る事務を行う事務所について、市内にある全ての事務所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。市内に事務所を設置していない場合は、市内における事業を所管する主たる事務所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。
 - (2) 有害使用済機器の保管又は処分を行う事業場について、市内にある全ての事業場の名称、所在地、電話番号及び敷地面積を記入すること。
- 5 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ（保管基準に適合する高さのうち最高のもを含む。）
保管を行う場所ごとに以下の項目を記入すること。
 - (1) 所在地
 - (2) 面積
 - (3) 保管する有害使用済機器の品目
 - (4) 保管量
 - (5) 保管する場合は、積み上げることのできる高さ（保管基準に適合する高さのうち最大の高さ）
- 6 処分又は再生を行う全ての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
処分又は再生を行う場所ごとに以下の項目を記入すること。
 - (1) 所在地
 - (2) 処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
- 7 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
施設毎に以下の項目を記入すること。
 - (1) 処理施設の種類
 - (2) 処理施設の数量
 - (3) 処理施設の設置場所

(処理施設の設置場所の所在地(土地の登記事項証明書に記載されている地番)を記入すること。移動式の施設の場合は駐機場所の所在地を記入すること。

(4) 処理施設の設置年月日

施設を設置(竣工・取得・入手)した年月日を記入すること。ただし、日が定かでないときは、年月まで記入すること。

(5) 処理施設の処理能力

当該施設の公称能力(1日の使用時間が8時間未満の場合は8時間に処理できる能力)を記入すること。

8 届出者

(1) 届出者が個人の場合は、氏名、生年月日、本籍及び住所を記入すること。

(2) 届出者が法人の場合は、名称及び住所(法人登記のもの)を記入すること。

9 法定代理人

届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合は、法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住所を記入すること。

【注】 事業を始めるに当たり、事業場を設置する際には、当該場所に係る他法令による規制の有無を十分確認し、所定の手続きを行ったうえで届出すること。

保管又は処分に関する届出添付書類

1 事業計画の概要を記載した書類(参考様式1)

(1) 有害使用済機器の保管及び処分又は再生についての全体的な事業計画の概要(業を行う理由、どのような業種から排出される有害使用済機器を取り扱うか、帳簿の作成等)について記載すること。

(2) 処理の方法の区分を示すこと。

(3) 取り扱う有害使用済機器の全てについて、それぞれ品目を記載し、以下の項目を記載すること。

- ① 予定受入先事業者
- ② 保管場所
- ③ 処理方法
- ④ 予定持出先

2 事業場の平面図及び付近の見取図

(1) 事業場の状況がわかる平面図及び周辺の状況がわかる見取図を添付すること。

(2) 保管施設を記載した場内配置図を添付すること。

(3) 保管施設の図面、面積等積算書、カラー写真等を添付すること。

(4) 敷地面積について、図面、面積等積算書を添付すること。

3 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(1) 施設の概要を示す書類(参考様式2)を作成し、以下の項目を記載すること。

- ① 設置の場所及び設置年月日
- ② 処理能力及び処理方法
- ③ 処分する有害使用済機器の品目
- ④ 構造及び設備の概要
- ⑤ その他施設の概要を示すため必要な事項

- (2) 施設の処理方式、能力等がわかる以下の項目に示した書類を添付すること。
- ① 処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、カラー写真等（取扱説明書、パンフレット、カタログ等）。
 - ② 処理施設についての場内配置図

4 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類

- (1) 有害使用済機器の保管施設及び処分施設について、当該施設の設置場所（移動式の処分施設である場合はその駐機場）の不動産登記簿法による登記事項証明書（又は土地登記簿謄本）、公図（又は地積測量図）を添付すること。
- (2) 処理施設については、売買契約書の写しを添付すること。
これらについて、借用の場合は賃貸借契約書の写しを添付すること。

5 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（参考様式3）

- (1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた廃棄物について以下の項目を記載すること。
 - ① 有害使用済機器の品目
 - ② 有害使用済機器の処分方法
 - ③ 有害使用済機器の処理施設
 - ④ 発生する廃棄物の種類
 - ⑤ 廃棄物の処理方法（自社処理又は処理委託）
 - ⑥ 廃棄物の処分方法（自社処理の場合）又は予定処分先の名称及び所在地（処分先の名称及び所在地）
- (2) 有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた再生品について以下の項目を記載すること。
 - ① 有害使用済機器の品目
 - ② 有害使用済機器の処分方法
 - ③ 有害使用済機器の処理施設
 - ④ 発生する再生品の種類
 - ⑤ 再生品の利用方法（自社利用又は売却）
 - ⑥ 再生品の使用方法（自社利用の場合）又は予定売却先の名称及び所在地

6 届出者等に関する書類

- (1) 法人の場合
 - ① 法人の定款又は寄附行為を添付すること。
 - ② 商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。
- (2) 個人の場合
届出者に関する以下の書類を添付すること。
 - ① 八戸市外に住所を有する場合は本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し
 - ② 届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の上記①を添付すること。
※法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の①を添付すること。

7 保管、処分の基準に係る書類（参考様式4）

- (1) 保管場所の状況について以下の項目を記載すること。
 - ① 保管場所の所在地
 - ② 屋内外の別
 - ③ 保管場所の面積

- ④ 保管する有害使用済機器の品目
- ⑤ 保管高さ
- ⑥ 保管量
- (2) 保管場所における飛散防止等の措置の概要について以下の項目を記載すること。
 - ① 囲いの構造耐力上の措置（自重、積載等荷重）
 - ② 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止措置
 - ③ 騒音、振動防止措置
 - ④ 火災防止措置
 - ⑤ 害虫の発生防止措置
- (3) 処分（又は再生）の状況等について以下の項目を記載すること。
 - ① 施設の種類
 - ② 施設の設置数
 - ③ 設置年月日
 - ④ 処理能力（t 又はm³/日）
 - ⑤ 処理する有害使用済機器の品目
 - ⑥ 処理の方式
- (4) 処理工程図について記載すること。
- (5) 処分（又は再生）における飛散防止等の措置の概要について以下の項目を記載すること。
 - ① 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止措置
 - ② 騒音、振動防止措置
 - ③ 火災防止措置

8 提出書類の特例に係る書類

本届出を含め当市に対し同時に二以上の申請書又は変更届（以下「申請書等」という。）を提出する場合であって、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類」に以下のとおり記入し提出すること。

- (1) 提出書類の特例に係る書類中「1. 省略する書類」に省略する書類の名称を記入すること。
- (2) 提出書類の特例に係る書類中「2. 「上記1.」で省略した書類が添付されている同時に提出する申請又は届出」に省略した書類が添付されている申請又は届出の名称、申請又は届出（予定）年月日及び許可番号（業許可番号又は施設許可番号）を記入すること。

変更の届出（様式第 35 号の 3）

- 1 年 月 日
届出年月日を記入すること。
- 2 氏名又は名称及び住所（法人の場合代表者氏名）
 - (1) 法人の場合は、登記されている本店（本社）について記入すること。
 - (2) 個人の場合は、住民票に記載されている住所及び氏名について記入すること。
- 3 年 月 日付
様式第 35 号の 2 の届出を行った年月日を記入すること。
- 4 変更する事項の内容（規則第 13 条の 3 第 1 項第 8 号に掲げる事項を除く。）

次に掲げる事項について、変更後の内容を新の欄に、変更前の内容を旧の欄に記入すること。なお、別紙として、変更項目全体が把握できる新旧対照表を添付すること。

- (1) 氏名又は名称及び住所（法人の場合代表者氏名）
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事業所及び事業場の所在地並びに事業場の敷地面積
 - (4) 保管の場所の所在地及び面積並びに保管する有害使用済機器の品目、保管量及び保管の高さ（保管基準に適合する高さのうち最高のものを含む。）
 - (5) 処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目
 - (6) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- 5 変更する事項の内容（規則第13条の3第1項第8号に掲げる事項）**
新たに就任した法定代理人について、氏名、生年月日、住所を記入すること。
- 6 変更の理由**
変更の理由について記入すること。
- 7 変更予定年月日**
変更を予定している年月日について記入すること。

変更の届出添付書類

変更する項目に該当する、以下の必要な書類を添付してください。

- 1 事業計画の概要を記載した書類（参考様式1）**
 - (1) 有害使用済機器の保管及び処分又は再生についての全体的な事業計画の概要（業を行う理由、どのような業種から排出される有害使用済機器を取り扱うか、帳簿の作成等）について記載すること。
 - (2) 処理の方法の区分を示すこと。
 - (3) 取り扱う有害使用済機器の全てについて、それぞれ品目を記載し、以下の項目を記載すること。
 - ① 予定受入先事業者
 - ② 保管場所
 - ③ 処理方法
 - ④ 予定持出先
- 2 事業場の平面図及び付近の見取図**
 - (1) 事業場の状況がわかる平面図及び周辺の状況がわかる見取図を添付すること。
 - (2) 保管施設を記載した場内配置図を添付すること。
 - (3) 保管施設の図面、面積等積算書、カラー写真等を添付すること。
 - (4) 敷地面積について、図面、面積等積算書を添付すること。
- 3 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要、構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図**
 - (1) 施設の概要を示す書類（参考様式2）を作成し、以下の項目を記載すること。
 - ① 設置の場所及び設置年月日
 - ② 処理能力及び処理方法
 - ③ 処分する有害使用済機器の品目
 - ④ 構造及び設備の概要

- ⑤ その他施設の概要を示すため必要な事項
- (2) 施設の処理方式、能力等がわかる以下の項目に示した書類を添付すること。
 - ① 処理施設の図面、処理能力計算書、仕様書、カラー写真等（取扱説明書、パンフレット、カタログ等）。
 - ② 処理施設についての場内配置図
- 4 事業の用に供する施設の所有権を有することを証する書類**
 - (1) 有害使用済機器の保管施設及び処分施設について、当該施設の設置場所（移動式の処分施設である場合はその駐機場）の不動産登記簿法による登記事項証明書（又は土地登記簿謄本）、公図（又は地積測量図）を添付すること。
 - (2) 処理施設については、売買契約書の写しを添付すること。
これらについて、借用の場合は賃貸借契約書の写しを添付すること。
- 5 処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類（参考様式3）**
 - (1) 有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた廃棄物に係る書類（参考様式3）を作成し、以下の項目を記載すること。
 - ① 有害使用済機器の品目
 - ② 有害使用済機器の処分方法
 - ③ 有害使用済機器の処理施設
 - ④ 発生する廃棄物の種類
 - ⑤ 廃棄物の処理方法（自社処理又は処理委託）
 - ⑥ 廃棄物の処分方法（自社処理の場合）又は予定処分先の名称及び所在地（処分先の名称及び所在地）
 - (2) 有害使用済機器の処分又は再生に伴って生じた再生品に係る書類（参考様式3）を作成し、以下の項目を記載すること。
 - ① 有害使用済機器の品目
 - ② 有害使用済機器の処分方法
 - ③ 有害使用済機器の処理施設
 - ④ 発生する再生品の種類
 - ⑤ 再生品の利用方法（自社利用又は売却）
 - ⑥ 再生品の使用方法（自社利用の場合）又は予定売却先の名称及び所在地
- 6 届出者等に関する書類**
 - (1) 法人の場合
 - ① 法人の定款又は寄附行為を添付すること。
 - ② 商業登記法による登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。
 - (2) 個人の場合
届出者に関する以下の書類を添付すること。
 - ① 八戸市外に住所を有する場合は本籍が記載されたものであって個人番号の記載のない住民票の写し
 - ② 届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の上記①を添付すること。
※法定代理人が法人である場合は、その登記事項証明書及び役員の上記①を添付すること。
- 7 保管、処分の基準に係る書類（参考様式4）**
 - (1) 保管場所の状況について以下の項目を記載すること。
 - ① 保管場所の所在地

- ② 屋内外の別
- ③ 保管場所の面積
- ④ 保管する有害使用済機器の品目
- ⑤ 保管高さ
- ⑥ 保管量
- (2) 保管場所における飛散防止等の措置の概要について以下の項目を記載すること。
 - ① 囲いの構造耐力上の措置（自重、積載等荷重）
 - ② 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止措置
 - ③ 騒音、振動防止措置
 - ④ 火災防止措置
 - ⑤ 害虫の発生防止措置
- (3) 処分（又は再生）の状況等について以下の項目を記載すること。
 - ① 施設の種類
 - ② 施設の設置数
 - ③ 設置年月日
 - ④ 処理能力（t 又はm³/日）
 - ⑤ 処理する有害使用済機器の品目
 - ⑥ 処理の方式
- (4) 処理工程図について記載すること。
- (5) 処分（又は再生）における飛散防止等の措置の概要について以下の項目を記載すること。
 - ① 飛散、流出、地下浸透、悪臭発生防止措置
 - ② 騒音、振動防止措置
 - ③ 火災防止措置

8 提出書類の特例に係る書類

本届出を含め当市に対し同時に二以上の申請書又は変更届（以下「申請書等」という。）を提出する場合であって、添付書類の内容が同一であるために、本申請において添付書類を省略する場合は、「提出書類の特例に係る書類」に以下のとおり記入し提出すること。

- (1) 提出書類の特例に係る書類中「1. 省略する書類」に省略する書類の名称を記入すること。
- (2) 提出書類の特例に係る書類中「2. 「上記1. で省略した書類が添付されている同時に提出する申請又は届出」に省略した書類が添付されている申請又は届出の名称、申請又は届出（予定）年月日及び許可番号（業許可番号又は施設許可番号）を記入すること。

廃止の届出（様式第 35 号の 4）

1 年 月 日

届出年月日を記入すること。

2 氏名又は名称及び住所（法人の場合代表者氏名）

（1） 法人の場合は、登記されている本店（本社）について記入すること。

（2） 個人の場合は、住民票に記載されている住所及び氏名について記入すること。

3 年 月 日付けで

様式第 35 号の 2 の届出を行った年月日を記入すること。

4 廃止した事業の範囲

廃止した事業（保管又は処分）について記入すること。

5 廃止の年月日

事業を廃止した年月日について記入すること。